

第12期東京都生涯学習審議会 第12回全体会

次 第

日時：令和5年6月23日（金曜日）

午後2時00分から午後4時00分まで

会場：都庁第二本庁舎31階特別会議室22

- 1 開会
- 2 報告事項
「都立高校の魅力向上に向けた実行プログラム」
- 3 議事
「これからの地域コミュニティづくりにおける都立学校の在り方」について
(協議事項：都立学校施設開放事業)
- 4 その他
今後の予定について
- 5 閉会

【配布資料】

資料 第12期東京都生涯学習審議会第12回全体会 審議資料
別添1 都立高校の魅力向上に向けた実行プログラム

第12期東京都生涯学習審議会委員

氏名	所属
エビハラ シュウコ 海老原 周子	一般社団法人kuriya 代表理事
ササイ ヒロミ 笹井 宏益	玉川大学 特任教授
サワオカ シノ 澤岡 詩野	公益財団法人ダイヤ高齢社会研究財団主任研究員
シシダ マナミ 志々田 まなみ	国立教育政策研究所生涯学習政策研究部 総括研究官
タケダ カズヒロ 竹田 和広	一般社団法人ウィルドア 共同代表理事
ノグチ アキナ 野口 晃菜	一般社団法人UNIVA 理事
ヒロシ タクジ 広石 拓司	株式会社エンパブリック 代表取締役
フクモト ミチヨ 福本 みちよ	東京学芸大学教職大学院 教授
マツヤマ アキ 松山 亜紀	キンドリルジャパン株式会社 社会貢献部門ディレクター CSR/社会貢献 部長
ヨコタ ミホ 横田 美保	特定NPO法人持続可能な開発のための教育推進会議(ESD-J) 事務局長

(令和4年11月1日更新)

第12期東京都生涯学習審議会

第12回全体会 審議資料

令和5年6月23日

第12回全体会 次第

- 1 開会
- 2 報告事項
「都立高校の魅力向上に向けた実行プログラム」
- 3 議事
「これからの地域コミュニティづくりにおける
都立学校の在り方」について
(協議事項：都立学校施設開放事業)
- 4 今後の予定

2 報告事項

都立高校の魅力向上に向けた
実行プログラム

都立高校の魅力向上に向けた実行プログラム



令和5年3月
東京都教育委員会

2 実行プログラムの基本的な考え方



プログラムの性格等

都立高校の魅力向上に向け、新たな課題等に対応するための当面のプログラム

- Point① 3つの施策の方向性に基づき集中的に施策を展開(令和4年度を含む令和6年度まで)
- Point② 取組内容について毎年レビューアップするなど、状況の変化等に応じて柔軟に対応

3つの施策の方向性

生徒一人一人の能力を伸ばす

I 自ら未来を切り拓く力の育成

自ら課題を発見し解決する力や他者と協働し新たな価値を創造する力など、変化の激しい時代を生きる上で必要な資質・能力を育むため、生徒一人一人の可能性を最大限に伸ばす取組を推進

様々な困難を抱える生徒を支える

II 生徒目線に立った支援の充実

誰一人取り残さない教育の実現に向け、全ての生徒が家庭の状況等にかかわらず安心して教育を受けられるよう、学校や家庭、専門機関等が連携し、個々の生徒に応じた支援を充実

生徒や社会のニーズに応える 学校づくり

III 質の高い教育を実現するための環境整備

中学生やその保護者に選ばれる都立高校を実現するため、民間企業等の多様な主体を活用し教育環境の充実を図るとともに、生徒や社会のニーズに応える特色ある学校づくりを推進

生徒一人一人に応じたきめ細かな教育を推進し、未来の東京を担う人材を育成

第12期生涯審 学校開放のパターン化(都立高校の場合)の例

従来型

〈特徴〉

- ・従来の学校施設開放のみを担う(公開講座を実施しない分、学校の負担は軽減される)

〈特徴〉

- ・これまでの都立学校公開講座と基本的に同じ仕組み
- ・但し、あくまで高校側の意思で実施することを前提とする(中等教育学校や専門高校には一定のニーズがあると考えられる)

②高校の教育機能開放

①学校施設開放

パターンⅠ

すべての都立高校での必須項目

高校が自らの意思で選択する

教育活動発展型

〈特徴〉

- ・NPO等が高校の教育活動の「応用」「発展」を担う活動を展開してくれる場合に、NPOに学校施設を優先利用させる
- ・高校はその対価として、キャリア教育や総合的な探究の時間の支援を受けることができる

③NPOと連携

①学校施設開放

パターンⅢ

高校の教育意思が反映される

都民の「学び」支援型

〈特徴〉

- ・地域性や学校施設開放の利便性等を都教育委員会が判断し、区市町村や知事部の施策展開等に協力する形の都立学校開放
- ・体育施設だけではなく、学習文化施設も開放対象とする

④区市町村、知事部局への施設開放

①学校施設開放

パターンⅣ

学校の管理機関である都教育委員会が社会教育(赤色)の実施主体となる

〈特徴〉

- ・都立学校公開講座のリメイク版
- ・教員を公開講座の講師とするのではなく、TEPROサポーターバンクの登録人材をはじめとした教育人材の力を都民の生涯学習の推進に活用する

⑤教育人材の活用(地域還元)

①学校施設開放

パターンⅤ

コーディネーターが重要な役割を担う

Ⅲ 質の高い教育を実現するための環境整備

- 「令和の日本型学校教育」の構築を目指して(答申)においては、高校に期待される社会的役割等(スクール・ミッション)の再定義や、高校の入口から出口までの教育活動の指針(スクール・ポリシー)の策定、普通科改革等に加え、産業界と一体となった革新的職業人材の育成や高等教育機関と連携・協働した高度な学びの提供などの方向性が示されました。
- また、同答申では、定時制・通信制課程における多様な学習ニーズへの対応として、専任スタッフの充実や関係機関との連携強化、ICTの効果的な活用等によるきめ細かな指導・支援を行うことが重要であるとされています。
- 都立高校においても、一部の学校において入学者選抜の応募倍率が低下傾向にあることなどから、民間事業者や大学、専門学校等とも連携した特色ある取組を展開することにより、中学生等から選ばれる魅力ある都立高校を実現するとともに、その魅力を積極的に発信していく必要があります。
- 都立高校における学びの充実のためには、生徒の学びを支える教員の存在が要であり、時代の変化に対応した資質・能力を継続的に身に付けられるよう研修を充実させるとともに、働き方改革を一層推進し、教員が心身の健康を保持し、自己研鑽に努められる環境を整えることが重要です。

1 学校の魅力完備

6 定時制課程の改善・充実

11 教員確保策の更なる充実

2 普通科の活性化

7 通信制課程の改善・充実

12 働き方改革の推進

3 専門学科(職業学科)の活性化

8 入学者選抜の改善



4 総合学科の活性化

9 カーボンフット印に向けた取組の充実

5 埋没等に関する学科の設置

10 教員の資質・能力の向上

Ⅲ 質の高い教育を実現するための環境整備

4 総合学科の活性化

【課題・背景】

- 総合学科高校では、1年次に全ての生徒が「産業社会と人間」を履修し自己の進路への自覚を深めるとともに、3年次には各自でテーマを設定して「課題研究」に取り組むなど、系統的なキャリア教育を実施しています。
- また、生徒の興味・関心、進路希望等に応じた多様な選択科目の設置に加え、生徒が学ぶことの楽しさや達成感を味わえるよう、実践的・体験的な活動を多く取り入れています。
- こうした取組により在校生の満足度は非常に高くなっている反面、入学者選抜における応募倍率は若干低下傾向にあるため、特色ある取組をより充実させるとともに、中学生等に対して総合学科の魅力を効果的に伝えていく必要があります。

取組の 方向性

教育支援NPOと連携し、生徒が協働して課題解決に取り組むプログラムを開発・実施することにより、総合学科の特色であるキャリア教育を一層充実

取組	内容	令和4年度	令和5年度	令和6年度
(1) NPOと連携した「社会人基礎力」向上事業の実施	NPOと連携し、地域の課題解決などをテーマとしたPBL(プロジェクト・ベースド・ラーニング)プログラムを開発・実施することにより「社会人基礎力」を向上させるとともに、プログラム実施にあたって地元中学生等の参加定員など、学校の魅力を発信			2校で実施

※5 経済産業省が主催した有識者会議が、職場や地域社会で多様な人々と仕事をしていくために必要な基礎的な力を「社会人基礎力(3つの能力・12の能力要素)」として定義。3つの能力とは、「前に踏み出す力(アクション)」、「考え抜く力(シンキング)」、「チームで働く力(チームワーク)」のこと。

II 生徒目線に立った支援の充実

- 不登校になった生徒や中途退学した生徒は、自らに自信をなくし社会から孤立しがちになるとともに、学習機会を失い将来の進路選択が困難になるなど深刻な状況に陥る場合が多いことから、不登校生徒への支援や中途退学の未然防止等に向け、学校や関係機関等とも連携し、様々な対策を講じていく必要があります。
- ヤングケアラーの生徒は、勉強する時間や睡眠を十分に取れないなどにより、学業等に影響することが懸念されます。また、ケアについて相談できる相手がないと感じている生徒もいることから、こうした生徒を早期に見出すとともに適切にサポートしていくことが重要です。
- グローバル化の進展等に伴い、日本語指導が必要な生徒が増加傾向にあります。こうした生徒に対して入学後の学校生活に支障が生じないよう日本語指導を充実させることなどを通じ、中途退学の未然防止を図るとともに、卒業後の進路実現に向けた支援を行う必要があります。
- 発達障害のある生徒など特別な支援が必要な生徒が、都立高校においても一定存在しています。「東京都特別支援教育推進計画(第二期)第二次実施計画」に基づき、障害の状態や教育ニーズに応じた指導・支援を受けられるよう、指導内容・方法や合理的配慮の提供、基礎的環境整備の充実を図る必要があります。
- 思春期は生涯にわたる健康づくりの基礎を培う大切な時期ですが、心身の様々な変化やその対処方法に関する十分な知識がなく不安や悩みを抱え込みやすい時期でもあることから、生徒が正しい知識を身に付けるとともに不安等を相談できる体制を整備するなど、将来を見据えた健康の増進を図ることが重要です。

1 不登校生徒・中途退学者に対する支援

2 ヤングケアラーに対する支援

3 日本語指導が必要な生徒に対する支援

4 都立高校における特別支援教育の充実

5 コースヘルスケアの推進

6 保護者の教育負担の軽減



1 不登校生徒・中途退学者に対する支援

取組の方向性 外部人材やデジタル等を活用し、支援を要する生徒に対するきめ細かな支援体制を充実

取組	内容	令和4年度	令和5年度	令和6年度
(1) 独立学校「自立支援チーム」派遣事業の充実	SW(主任)を確保し、支援困難案件への対応力の向上を図るとともに、不登校や中途退学を未然防止	順次増員		効果検証の上、期間を延長
(2) スクールカウンセラーやYSWを活用した支援体制の充実	スクールカウンセラーやYSWの効率的な配置形態や活用方法を検討するため、スクールカウンセラーやYSWの機能強化に向けた検証事業を継続	支援体制検証事業の実施		効果検証の上、期間を延長
(3) 「学びのセーフティネット」事業の充実	PC等の外部機関と連携して、生徒が安心できる学習場所を提供するとともに、学習支援や悩みに向けた支援。進路相談・生活相談、生徒同士の交流機会の提供を通じて、個々の生徒に合わせた個別対応も実施	地区の拡充 (3地区から4地区に拡充)	継続実施	
(4) 仮想空間上の学習環境 (バーチャル・ラーニング・プラットフォーム)の活用	「学びのセーフティネット」事業においてバーチャル・ラーニング・プラットフォームを活用し、通所できない子供たちへの学習の機会や登壇場所の提供を通じて、不登校の孤立・高校生の中途退学者に対して支援		実施	
(5) 校内研修等専任者支援事業の実施	校内に研修を派遣し、支援員が学習指導や相談を実施するとともに、教室での授業も動画で配信するなど、別室であれば受けられる生徒等も支援		実施	効果検証の上、期間を延長

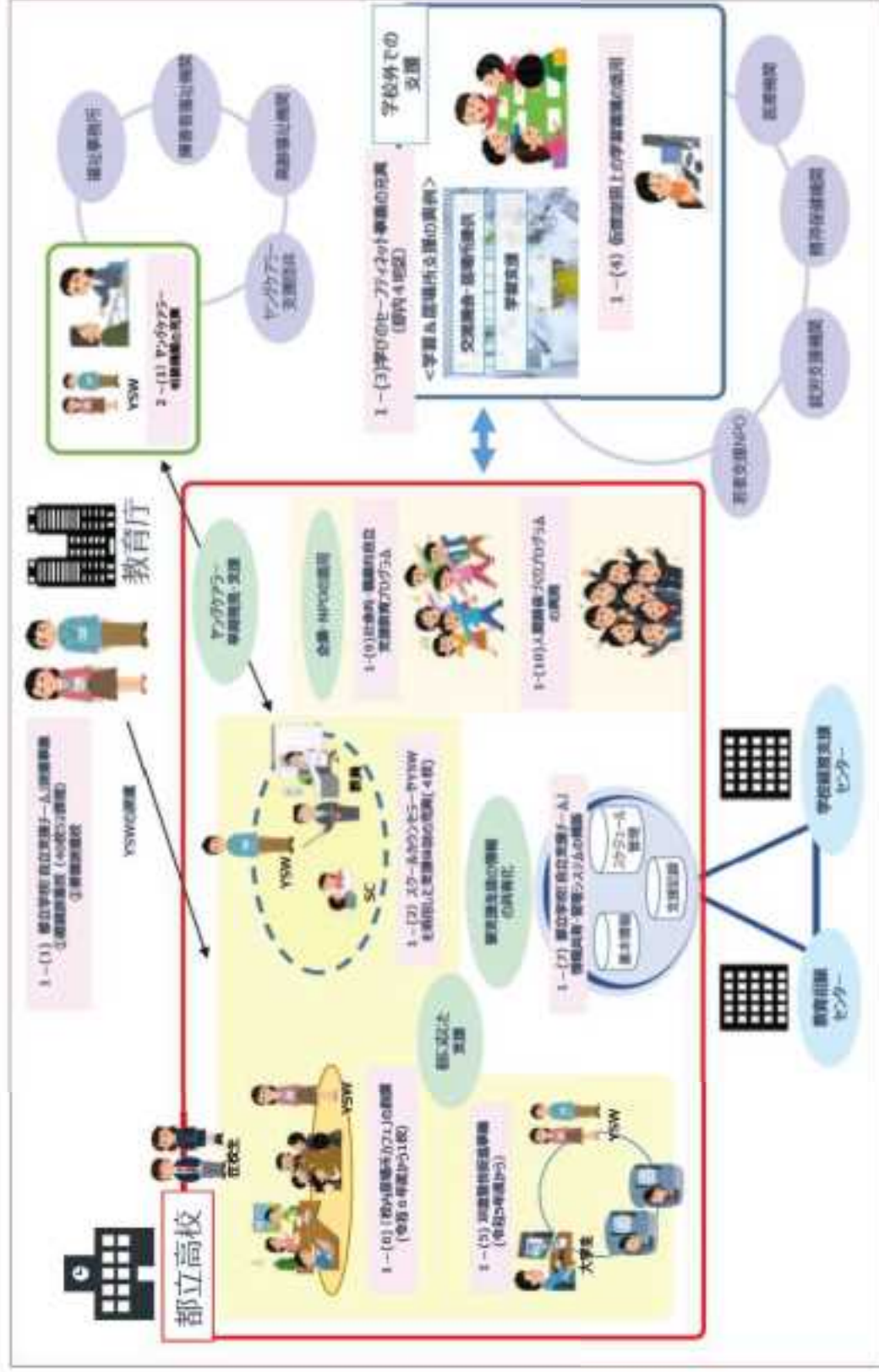
Ⅱ 生徒目線に立った支援の充実

1 不登校生徒・中途退学者に対する支援

取組	内容	令和4年度	令和5年度	令和6年度
(6) 「校内居場所カフェ」の設置	サートライス(第3の居場所)として「校内居場所カフェ」を設置し、YSWが日常の学校生活に入り込めることで生徒との関係性を構築することをしめ、生徒に対する個に応じた支援を通じて、不登校や中途退学を防止		設置準備	チャレンジスクール(1校)に設置
(7) 都立学校「自立支援チーム」情報共有・管理システムの構築	要支援生徒に対する支援の業務効率化に向け、要支援生徒情報共有・管理システムを構築し、学校、支援センター、教育庁の情報共有・連携を迅速化	クラウドサービス構築・導入(カスタマイズ・試行運用)	本格運用	本格運用
(8) 生徒のメンタルヘルスに関わるオンラインシステム	生徒の心身の変化を把握するためのシステムを開発し、早期の発見につなげることで相談体制を充実	開発	本格運用	本格運用
(9) 「社会的・職業的自立支援教育プログラム」事業の拡充	学校一斉に対応した多様な参加体験型の教育プログラムの対象校を拡大するとともに、不登校生徒が多い常校では、コミュニケーションプログラムの導入等を積極的に導入	継続実施	・総合学科を対象校に追加 ・プログラムの拡充	
(10) 人間関係づくりプログラムの実施	生徒が自分の気持ちや考えを適切に伝えたり、思いやりを持って相手の気持ちを受け止めたりすることができるよう、人間関係を形成するスキルを一層高めることと目的とするプログラムの対象校を拡大	継続実施	希望する全日制課程高校も対象校に追加	

II 生徒目線に立った支援の充実

1・2 不登校生徒・中途退学者・ヤングケアラーに対する支援（全体像）



3 協議事項

都立学校施設開放事業

〈都立学校開放事業の目的〉

都立学校の人的資源及び施設等の教育機関を広く都民に開放し、都民の学習・文化・スポーツ活動の振興に資するとともに、地域に開かれた学校づくりを促進する。

■ 公開講座

- ・ 学校の人的資源（教員等）及び施設設備等の教育機能を活用し、地域住民に学習の機会を提供
- ・ 昭和58（1983）年度事業開始

■ 施設開放

- ・ 学校の体育施設や学習・文化施設を地域住民のスポーツや学習活動等の場として提供
- ・ 昭和52(1977) 年度事業開始

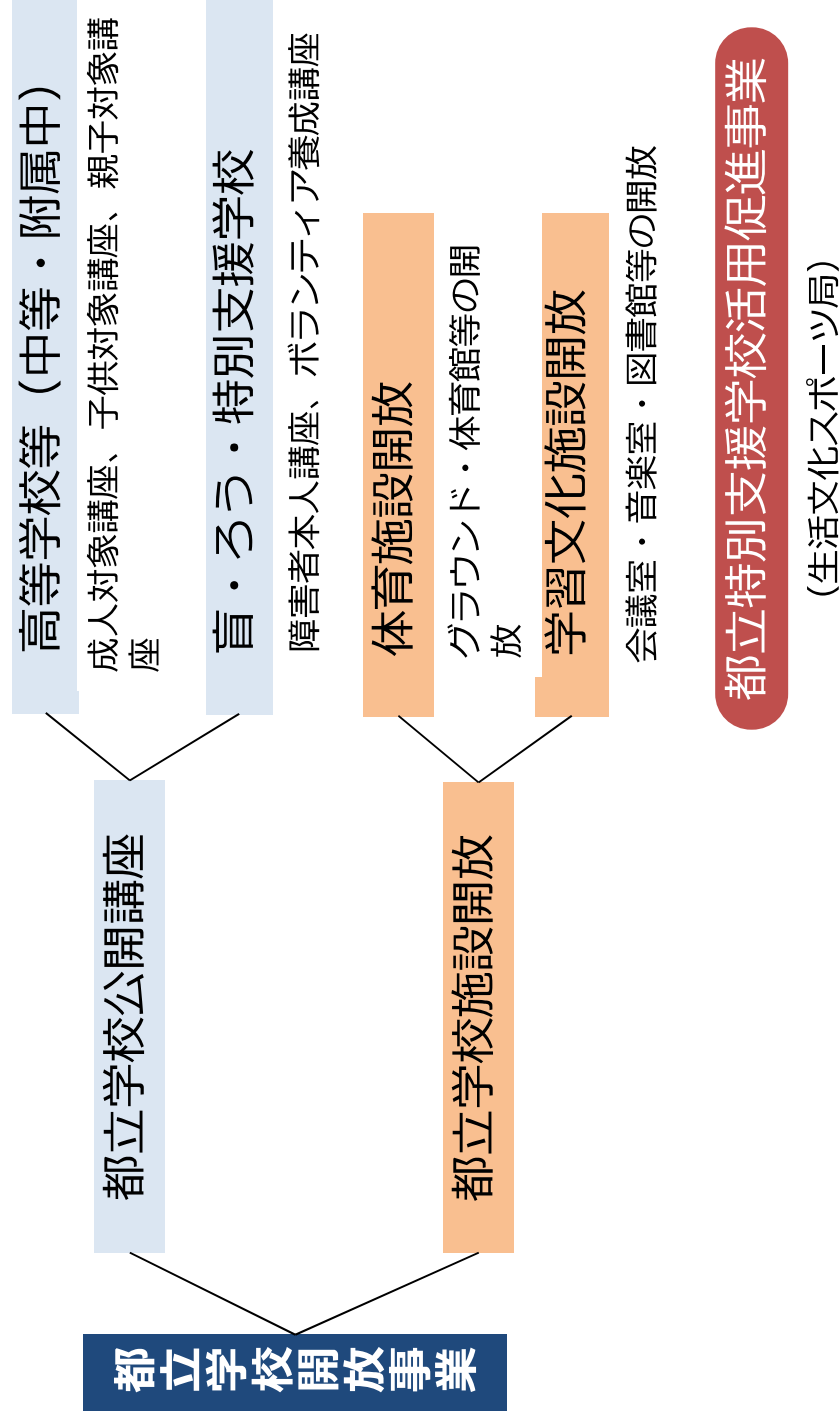


**平成10年度から、原則としてすべての都立学校（特別支援学校含む）で
学校教育に支障のない範囲で実施**

〈根拠法令〉

- 社会教育法
第44条 学校の管理機関は、学校教育上支障がないと認め限り、その管理する学校の施設を社会教育のために 利用に供するように努めなければならない。
- 学校教育法
第48条 教育委員会は（略）設置する公立学校に対し、その教育組織及び学校の施設の状況に応じ、（略） 社会教育のための講座の開設を求めることができる。
- 学校教育法
第137条 学校教育上支障のない限り（略） 学校の施設を社会教育その他公共のために利用させることができる。

都立学校開放事業の状況について（現在の事業体系）

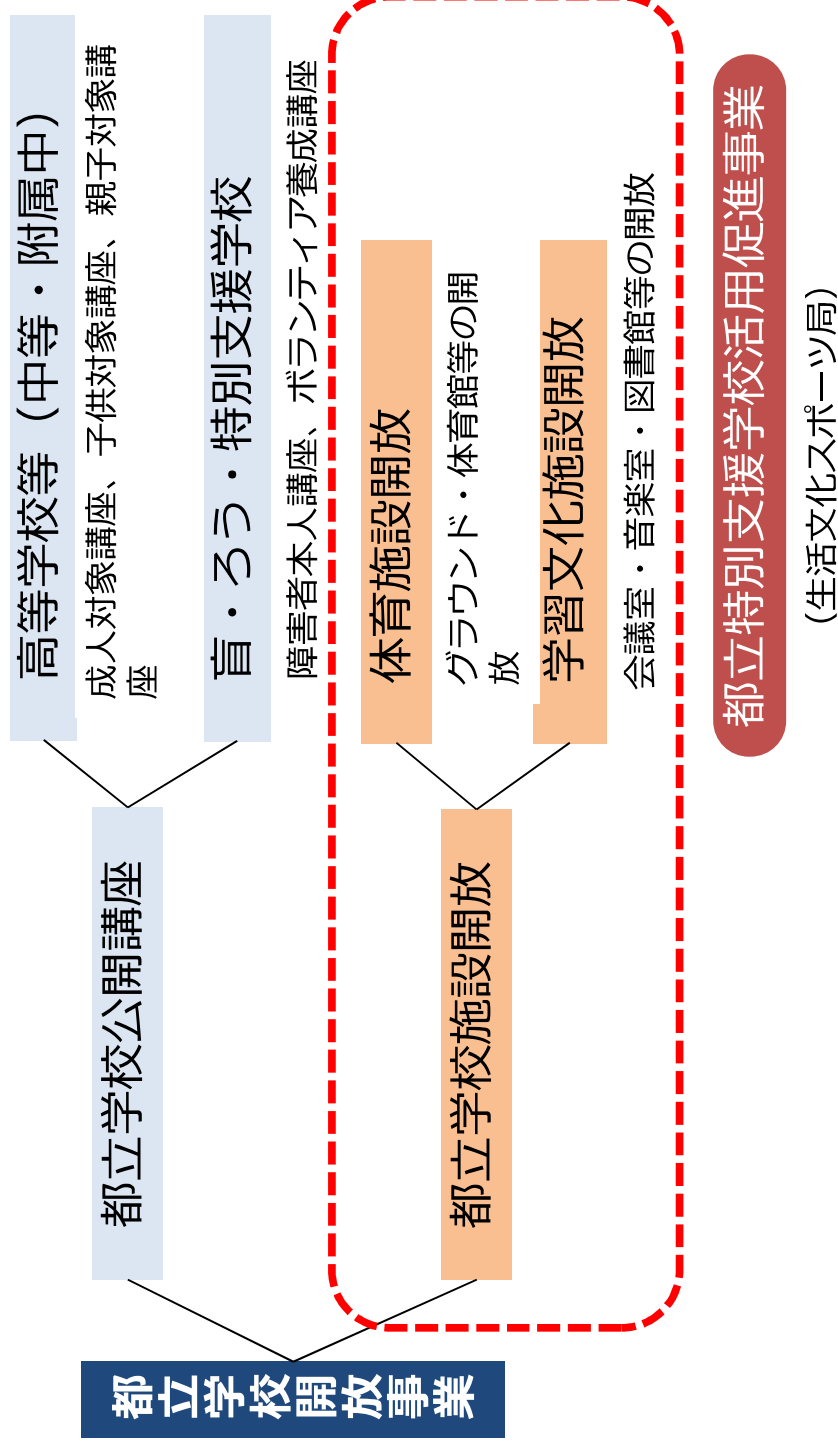


都立学校開放事業の歴史【都立学校】

年代	事項	主な内容
44	「 特殊学校青年教室 」実施	卒業生の アフターケア を目的に、盲・ろう・養護学校で実施
48	「 老人(園芸・食品)教室 」実施	「 高齢者の生きがい作り 」のため農業系高校で実施。その後、都立普通科高校で「 郷土史コース 」等も開催
50	都立高等学校 学校開放問題検討委員会	「 支障のない 」の判断を 重要な論点 としたうえで①新設校を学校開放を前提にした施設とする、②教員の知識・技術の開放、等を提言。
51	「 学校体育施設開放事業の推進 について(通知)」【国】	「国民が健康で文化的な生活を営むため(中略)、 学校教育に支障のない限り、学校の体育施設の効率的な利用を促進 する必要がある」
52	「 都立学校施設開放 」の 事業化	体育施設や学習・文化施設 を地域住民の活動等の場として提供
56	都長期計画に「 都立高等学校の教育機能開放 」が明記	東京都長期計画に「 都立高等学校の教育機能開放を積極的に推進 」と記載
58	「 都立高校公開講座 」の 事業化	都民の生涯学習とコミュニティ形成、併せて地域に開かれた都立学校を 目指し、教職員による学習の機会提供を目的 とした。
59-62	臨時教育審議会【国】	「 生涯学習体系への移行 」を掲げる。
平成9	「 都立高校改革推進計画(第一次) 」	「 開かれた学校づくり 」を推進するため、平成10年度に 全て都立高校で公開講座の実施
14	特別支援学校開放事業の整理	「 障害者本人講座 」と「 ボランティア養成講座 」に整理

都立学校「施設」開放事業の状況と今後の在り方を考える視点

都立学校開放事業の状況について（現在の事業体系）



都立学校施設開放事業の概要

実施方法	<ul style="list-style-type: none">・ 開放する施設は、体育施設・学習文化施設（図書室、会議室等）・ 学校が教育活動に支障のない範囲で開放施設・日時等を決定する。・ 登録団体が、各学校へ直接申し込む。・ 開放日の施設管理は、各学校に任せられている。
実施状況	<ul style="list-style-type: none">・ 使用のべ貸し出し数（全校合計）は11,191回^{※1} （学校あたり44回程度）・ 登録団体数は平成27年度3,912団体から令和元年度4,248団体と増加

※1 令和2年度、3年度は新型コロナウイルス感染症拡大により、ほぼ実施できていないため令和元年度の実施状況

都立学校施設開放事業の状況と今後 の在り方を考える視点

- 視点① コロナ禍からの回復
- 視点② 学校の負荷
- 視点③ 周辺への配慮
- 視点④ 建物管理への不安

都立学校施設開放事業の状況について（施設開放①：コロナの影響）

1. 都立高校（島しょ地区除く。）におけるコロナ対応前と現在の年間開放計画回数比較

単位：延べ貸し出し回数

	H31年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
グラウンド	1,754	1,720	1,267	1,399	1,330
テニスコート	4,259	4,171	2,637	2,963	3,048
体育館	861	933	575	873	800
武道場	785	852	368	641	569
その他体育施設	546	622	253	664	811
文化学習施設	13	9	7	7	0

※1 島しょ地区以外の都立高校を対象とし、特殊事情がある島しょ地区高校と、都立特別支援学校活用促進事業を順次拡大している特別支援学校は対象から除く。

※2 その他とは、剣道場、柔道場、トレーニングルームなどをいう。

※3 文化学習施設について、新宿山吹高校は公開講座と類似した内容が含まれるため、対象から除く。

都立学校施設開放事業の状況について（施設開放①：コロナの影響）

1. 都立高校（島しょ地区除く。）におけるコロナ対応前と現在の年間開放計画回数比較

単位：延べ貸し出し回数

	H31年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
グラウンド	1,754	1,720	1,267	1,399	1,330
テニスコート	4,259	4,171	2,637	2,963	3,048
体育館	861	933	575	873	800
武道場	785	852	368	641	569
その他体育施設	546	622	253	664	811
文化学習施設	13	9	7	7	0

コロナを契機に、開放計画が大きく後退。コロナ後も屋外施設などはそれ以前に比べて低調。また、文化学習施設については、開放が低調。

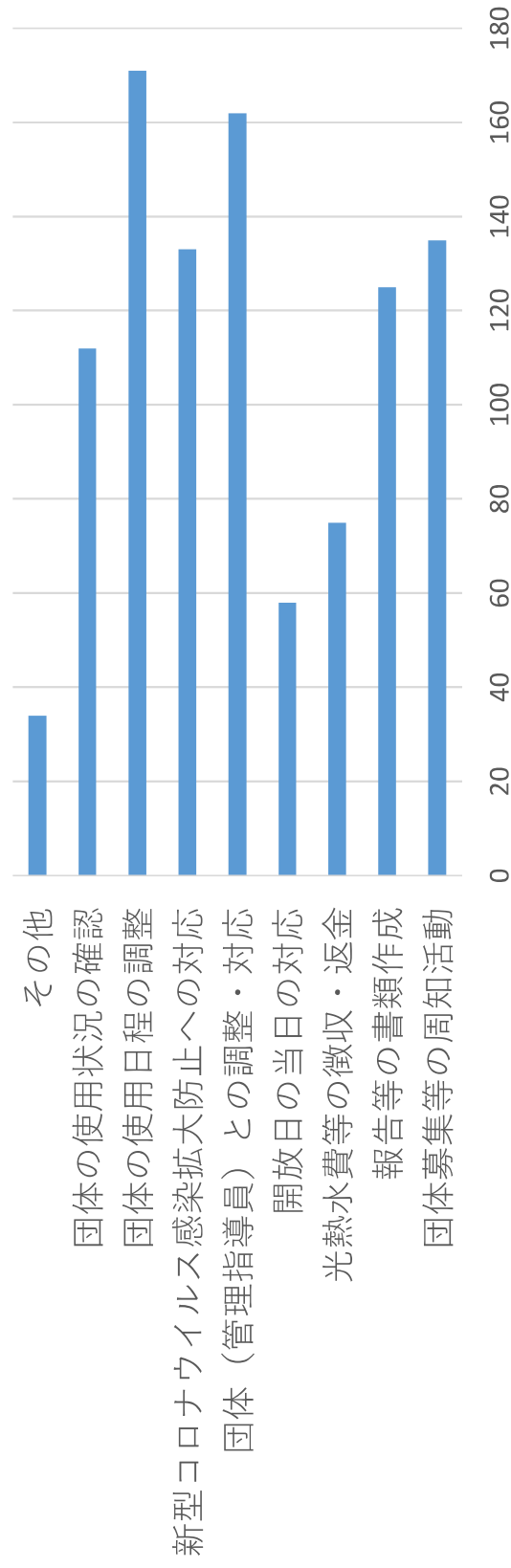
一方で、昨今の働き方改革の動向など学校の負担を踏まえる必要。

- ※1 島しょ地区以外の都立高校を対象とし、特殊事情がある島しょ地区高校と、都立特別支援学校活用促進事業を順次拡大している特別支援学校は対象から除く。
- ※2 その他とは、剣道場、柔道場、トレーニングルームなどをいう。
- ※3 文化学習施設について、新宿山吹高校は公開講座と類似した内容が含まれるため、対象から除く。

都立学校施設開放事業の状況について（施設開放②：学校の負荷（その1））

2.学校への施設開放に係るアンケート調査（R5年1月 生涯学習課実施 N = 227校）

A：負荷が高いと思う事務手続き（複数回答）



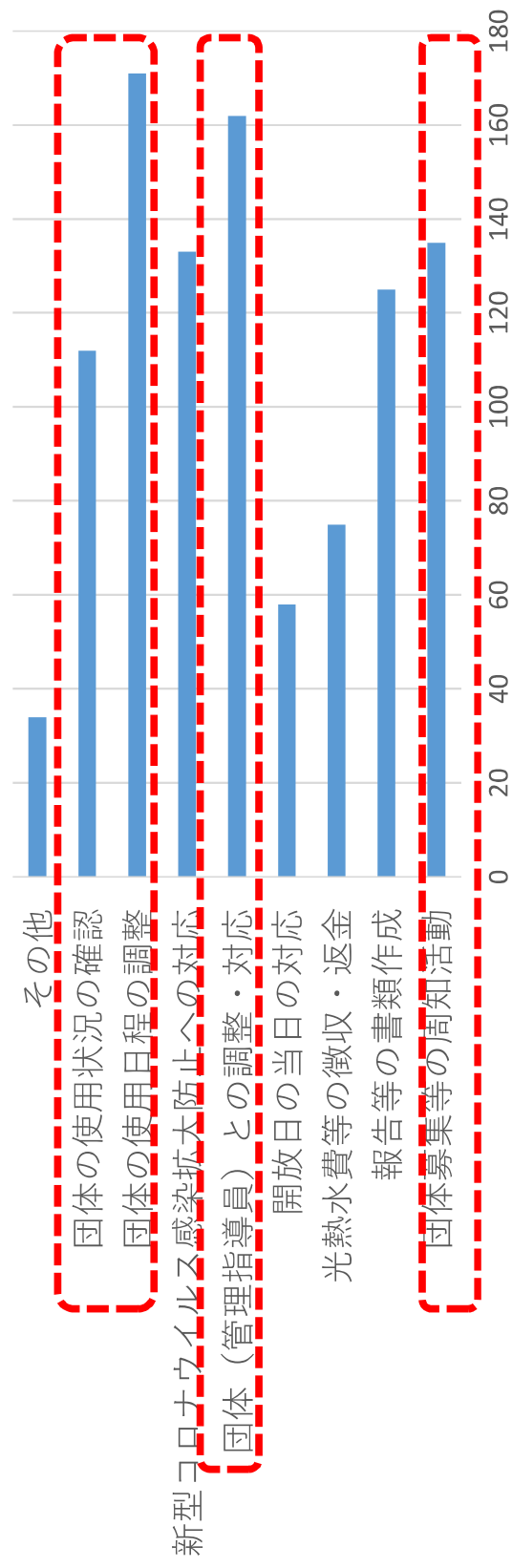
調査対象：227校（都立特別支援学校活用促進事業対象校29校除く全校）

回収校：226校（回収率99%）

都立学校施設開放事業の状況について（施設開放②：学校の負荷（その1））

2. 学校への施設開放に係るアンケート調査（R5年1月 生涯学習課実施 N = 227校）

A：負荷が高いと思う事務手続き（複数回答）



調査対象：227校（都立特別支援学校活用促進事業対象校29校除く全校）

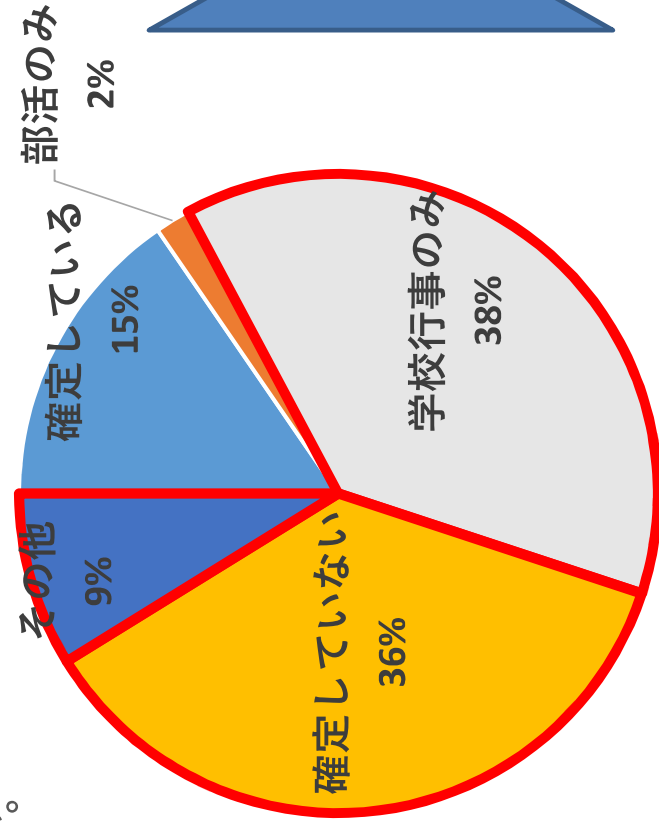
回収校：226校（回収率99%）

団体との調整の負担を訴える学校が特に多い。

都立学校施設開放事業の状況について（施設開放②：学校の負荷（その2））

2. 学校への施設開放に係るアンケート調査（R5年1月 生涯学習課実施 N = 227校）

B：施設開放計画提出時（2月末）に部活・学校行事の日程は確定しているか。



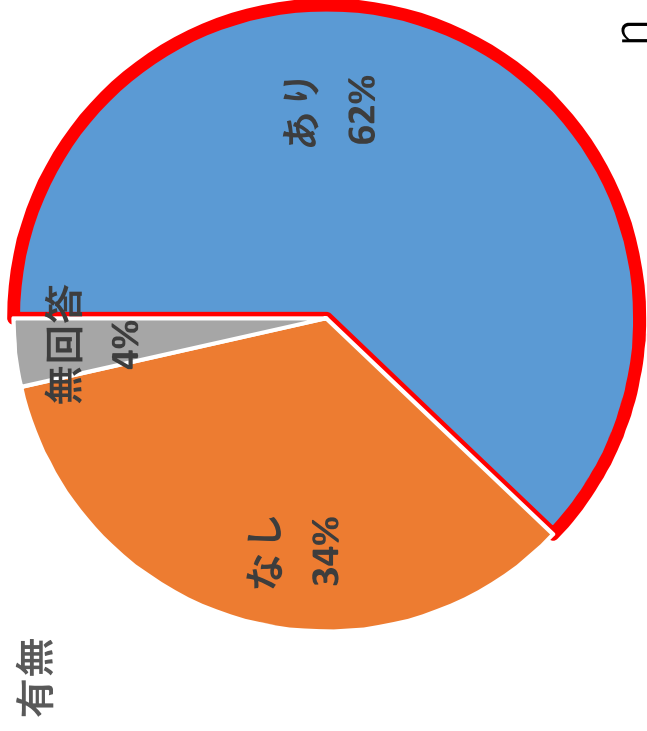
多くの学校は、施設開放計画の決定時点で、次年度の部活動や学校行事予定が固まっていない。

一方で、年度途中に調整・追加している学校は少数。

都立学校施設開放事業の状況について（施設開放③：近隣への配慮）

2. 学校への施設開放に係るアンケート調査（R5年1月 生涯学習課実施 N = 227校）

C：施設開放を実施する上で配慮している点の

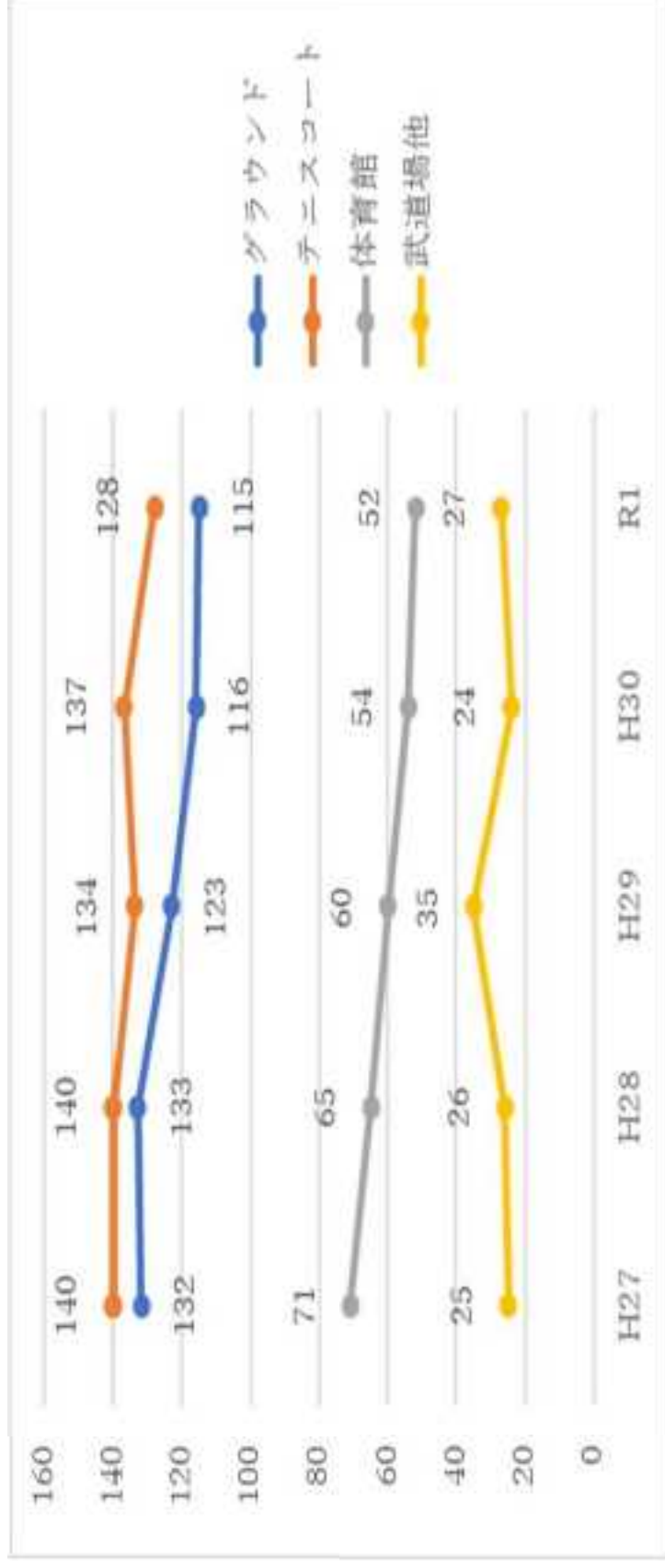


多くの学校では、近隣住民からの騒音などの苦情を懸念しているケースが多い。

また、利用者のマナーの問題も懸念（ゴミ・違法駐輪等）

都立学校施設開放事業の状況について（施設開放④：建物管理への不安（その1））

都立学校施設開放校数（施設別）



※1 令和2年度、3年度は新型コロナウイルス感染症拡大により、ほぼ実施できていないため令和元年度の実施状況

開放校数が多い施設は、校舎の中に立ち入らずに済むグラウンドやテニスコート。

1 安全・安心を確保しつつ、一般利用を促進するための施設整備事例

〈都立高校〉

- 新国際高等学校（仮称）（実施設計中）
テニスコート等の開放を想定して、自転車用通用口の横に小さい「開放用出入口」を設ける設計
- 調布北高等学校（基本設計中）
テニスコートの出入口等について工夫

〈都立特別支援学校〉

特別支援学校を新設・改修する場合の、グラウンド・体育館等の運動施設は、障害者スポーツ団体等が利用する際に、非開放部分を通ることなく、直接運動施設へ行けるよう、動線や配置等を考慮した配置計画となっている。

【論点例】

- 学校の働き方改革の文脈をふまえつつ、コロナ禍を契機に減少した施設開放数を戻すためにはどのような取り組みが必要となるか？
- 学校に負荷をかけずにより細やかに施設開放の機会を提供するためにはどのような取り組みが必要か？
- 地域との調和を保ちつつ、今後の施設開放を進めていくために必要なことは何か？
- 施設開放を進めるために必要な建築物の在り方、管理の仕方とはどのようなものか？
- このほかにも、施設開放を量的・質的に充実させるために必要な取り組みにはどのようなことが考えうるか？

等

都立学校施設開放事業の状況について

【参考】新しい時代の学びを実現するための学校施設の在り方

新しい時代の学びを実現する空間イメージ例（未来思考の視点を含む）

これからの学校施設は、新しい時代の学びを実現していくことを基本とし、それらを具体化する施設環境を創造していく

<p>学び</p> 	<p>学び</p> 	<p>学び</p> 	<p>学び</p> 
<p>単一的な機材・机の配置に変われず、多目的な学びに対応できるよう、創造的な空間に転換していく案</p>	<p>学校図書館とコンピュータ教室とを組み合わせた読書・学習・情報活動のセンターとなる「ラーニング・コモンズ」としていく案</p>	<p>教室と連続する空間も活用し、高機能のコンピュータ室を専門的で高広大な学びを誘発する「学習インテグレーション」としていく案</p>	<p>授業編纂やオンライン会議のためスタジオ、情報交換や休憩ができるラウンジなど、同時に集客を行える積極空間もしていく案</p>
<p>生活</p> 	<p>共創</p> 	<p>安全</p> 	<p>環境</p> 
<p>本校を空間し温かみのあるリビングのような空間の中で、壁面の工芸やペン字教室を置き、豊かな学び・生活の場としていく案</p>	<p>同じコミュニティの拠点として、地域や社会の人たちと連携・協働し、ともに創造的な活動が展開できる共同空間としていく案</p>	<p>暮く広い廊下を有効活用できるように安全安心を確保し、子供たちの学び・生活の場、地域のコミュニティの拠点としていく案</p>	<p>教育工ネルギー化や河津町児童センターを確保し、生涯学習の場としていく案</p>